令和７年度裾野市農業委員会４月総会　議事録

1. 開催日時　　令和７年４月１０日(木)　午後１時３０分から午後２時３０分
2. 開催場所　　裾野市役所４０１会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭　清宏	7	鈴木　知華	東	飯塚　邦彦	富岡	井上　恭男
2	荻田　弘明	8	髙草　富一	東	芹澤　秀雄	富岡	杉山　守正
3	勝又　直美	9	西島　則夫	西	市川　光一	富岡	渡邊　光永
4	勝又　和一	10	渡邊　博美	深良	大庭　洋行	須山	中村　偉文
5	杉山　邦利	11	杉山　克己	深良	勝又　勝美		
6	杉山　利博	12(会長)	岡田　廣正				

4. 欠席委員

5. 事務局出席者
　事務局長　木原慎也　書記　八木幸次　書記　西島敬光　書記　久保裕太郎

6. 議事日程
　第１　開会
　第２　議事録署名委員の指名

10	渡邊　博美	11	杉山　克己

　第３　議事
　（１）報第　１号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（２）報第　２号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（３）議第　１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について
　（４）議第　２号　農地法第４条の規定による許可申請の裁定について
　（５）議第　３号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について
　（６）議第　４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

7. 会議の概要

議　長	只今から令和７年度裾野市農業委員会４月総会を開会します。 本日の委員は１２名中１２名出席ですので、総会は成立しています。 議事日程第２の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。 （異議なし）
議　長	それでは、10番　渡邊博美委員、11番　杉山克己委員にお願いします。 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。 それでは、議事に入ります。報第１号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第１号　農地法第４条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１

（議案朗読により説明）

議　長　　ただ今の報第１号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

西島則夫委員　　届出地の地目は田で現況が駐車場とのことだが、普通は農地に戻してからではないのか。

事務局　　農地法ではあらかじめ農業委員会に届け出をするという規定になっていますが、市街化区域にあたるため、裾野市の方では届出に関しては始末書添付の上で事後の届け出を許容しています。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第２号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。報第２号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１

（議案朗読により説明）

議　長　　ただ今の報第２号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

髙草富一委員　　面積が５８㎡しかないのに宅地分譲２区画できるのですか。

事務局　　隣接する２筆と一体利用する計画となっていますが、隣接の２筆が農地でないため、届出につきましては、５８㎡の面積での内容となっています。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　市川光一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、富沢区公民館から北に約２５０メートルと約３５０メートルのところに位置します。
申請地は１筆が市街化区域内の農地、１筆が調整区域内の白地農地です。
面積は２筆合計 786 ㎡で、地目は公簿現況ともに畑です。
渡人と受人は親族関係にあります。
渡人は、昭和２５年に売買により申請地を取得しましたが、長らく県外へ転出しており、申請地の管理は、渡人の弟で、受人の父が行っていました。
渡人は、今後も裾野市に戻る予定はなく、農地の管理も弟に任せていたことから、受人へ遺贈することを計画し、遺言を作成しました。
このたび遺言が執行されることとなり申請に至ったものです。

受人は、県外で会社員として勤めていましたが、この度裾野市に転入し、長年の農業経験のある父とともに、農作業に従事することとなりました。
世帯の経営農地は、約８，６００㎡で管理も適切に行われています。
従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。
耕作計画によると、栗や露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議　長　ただ今の議第１号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第２号　農地法第４条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第２号　農地法第４条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　続きまして、地区担当委員　２番　荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　申請地は、裾野岩波郵便局の約１００メートル南西側に位置します。
申請地の現況は、休耕地となっています。
面積は、２，８９９㎡のうち１，７３４㎡です。
申請者は、当該申請地において、以前はお茶を栽培していましたが、高齢化による農地規模の縮小により、数年前より休耕地となっていました。
このような状況の中、近隣にある企業から関連事業者用車両を止めるための駐車場を探している旨の相談があり、申請地を貸駐車場として整備する計画を立て、申請に至ったものです。
農地区分は第２種農地に区分され代替性の検討が必要ですが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ありません。
建築物等に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であること、駐車場の利用予定者も明らかにされていることから、一般基準を満たしていると考えられます。
北側は道路、東側は河川、西側は自己所有の農地、南側は農地に接しています。
敷地内は砕石敷とし、雨水は自然浸透で処理します。
以上のことから周辺農地への影響は少ないかと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　ただ今の議第２号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第２号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、全会一致で許可することに決定します。

議　長　次に、議第３号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第３号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　続きまして、地区担当委員　３番　勝又直美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　申請地は、下和田交差点の約１．２㎞南東側に位置しています。
現況は、休耕地となっています。
渡人は、平成 22 年に相続により申請地を取得し、数年前までは農地を賃借していましたが、解約により自身で保全管理を行っておりました。
受人は、全国で再生可能エネルギーによる発電事業のほか、建築事業等を行っている法人で、事業の候補地を探していました。
今回、受人が事業地を検討する中で渡人に相談したところ、合意ができたことから、申請に至りました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
市の土地利用事業承認を受けているなど、他法令による許可を受けるための手続きが進められており、一般基準を満たしていると考えられます。
東側は農地、西側、北側は道路、南側は河川に接しています。
申請地の間には市道が通っており、通行に影響がないよう申請地側に施設の外周を囲むようにフェンスが設置されます。
また、敷地内は年に１回以上と、要望に応じて草刈りを行います。
排水は自然浸透及び傾斜により南側の調整池に集水し、東側既存側溝に放流します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　ただ今の議第３号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員　真ん中が切れているところもフェンスが作られるのでしょうか。

事務局　はい、道を挟んで北側と南側に分かれていますが、それぞれをフェンスで囲みます。

井上恭男委員　南側と北側へは電気はどのように通すのですか。

事務局　計画図にあるように私道側にある柱を使い、上を通す形になります。

髙草富一委員　大規模だが、開発行為にあたりませんか。

事務局　２，０００㎡以上になりますので、開発行為の土地利用に該当するので都市計画課の手続きが必要になります。
都市計画課へは事前に申請してもう承諾を取っております。

また、市の総会の後４月 22 日に県の農業会議の方で諮問がありまして、説明をしてそこで意見を聞く流れとなっております。

井上恭男委員　調整池はどこになりますか。

事務局　南側になります。
太陽光パネルは他と同じ高さですが、支柱を長くとってその下に調整池を作ります。

議　長　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第３号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　議案の説明に入る前に制度改正がございますので、制度改正についてお知らせを致します。
これまで農地中間管理事業等、利用権の設定事業がありましたが、農業経営基盤強化促進法が令和４年５月に改正されておりまして、これまでの利用権設定事業が廃止されますという改正がありました。
これは地域計画というものを新たに策定して、担い手への集積集約事業を中間管理事業に一本化しようというような流れで、利用権設定事業を廃止しますというものです。
ただ、地域計画を策定するまでの間は、これまで同様のやり方でもいいとの経過措置がございました。
裾野市では、令和６年度末に地域計画をほぼ策定しましたので、令和６年度末までこれまで通りのやり方をしてきましたが、これから先については、変更させていただきます。
これまでのやり方は中間管理機構の利用集積計画を議案として提出をさせていただきまして、担当委員さんにご説明をいただき農業委員会の議決を受けていました。その後に市としてその計画を公告して県の方には同意を得ると言うような流れでした。
今月からは経過措置が終了したため、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づいて処理がされます。
こちらの規定は農地中間管理機構が促進計画を定めると規定がされておりますので、農地利用集積促進計画について農業委員会には意見を聞くというようなものになりました。
今月以降の中間管理を通じた農地の貸し借りについては、農業委員会に意見を聞くというような場に変わります。その後、中間管理機構に内容を送付して、内容が確認できたら県が公告をする流れに変わりまして、市の立場としては市として農業委員会に意見を聞くというように変わります。
そのためこれまでは担当委員の方から議案として説明をいただいておりましたが、市として農業委員会に意見を聞くという流れになりますので、事務局からの内容説明にて皆様からご意見ご意義があるかをお伺いするやり方に変わります。
毎月 25 日の現地確認はこれまで通り中間管理事業分も含めてご確認をいただきたいと思っております。
では議案説明をいたします。

議第４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号１
利用権設定地は、裾野ひかり幼稚園から約１５０m南西側に位置しています。
利用権設定地は２筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。
面積は２筆合計で２，６１５㎡です。
貸人は、１筆を平成５年に贈与により、もう１筆を令和３年に相続により取得しました。
利用権設定地は、平成２９年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、令和４年８月からは農地中間管理事業を活用した利用権を設定していたところですが、令和５年５月にそれまでの耕作者の規模縮小の意向により合意解約となり現在に至っています。
借人は市内で自家消費用の露地野菜を栽培していましたが、このたび、家族とともに自家消費用だけでなく、産直市への販売を含めた営農を始めたいとの相談があり、貸人に意向を確認したところ、双方の合意が得られたことから、今回の計画作成に至りました。
利用権設定後の経営農地は２，６１５㎡です。
耕運機などの必要な農機具は所有しており、耕作は家族で行います。
貸付期間は５年間で、使用貸借によるものです。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議　長　ただ今の議第４号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第４号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号２　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第４号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について　番号２

利用権設定地は、裾野市給食センターから約５００m南東側に位置しています。
利用権設定地は３筆で、調整区域内の白地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。
面積は３筆合計で１，３３２㎡です。
貸人は、平成１１年に相続により取得し、平成２４年から借人との間で、相対による利用権設定により賃貸借を行っていました。
今回は、利用権設定の満期により、中間管理事業による利用権設定に切り替えて更新を行うものです。
借人は、三島市在住で、息子さんとともに申請地の他に三島市内に約３反の農地を耕作しています。
利用権設定後の経営農地は２，６１５㎡です。
耕運機などの必要な農機具は所有しており、耕作は家族で行います。
貸付期間は５年間で、賃借料は年間１５，０００円です。
耕作計画によると、引き続き水稲を栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議　長　ただ今の議第４号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第４号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
ではこれをもって令和７年度裾野市農業委員会４月総会を閉会します。

令和７年４月１０日（会議録署名人）

１０番署名人　渡邊博美

１１番署名人　杉山克己